現在お住まいの住宅、または居住予定の既存住宅の



窓・ドアの断熱改修(リフォーム) をされた方にえがおポイント「5,000円」を発行します。

冷房も暖房も、建物と外気との間で熱が移動する分だけ エネルギーを使っています。

移動する熱の半分以上は、窓やドアを経由しています。 窓やドアの熱の出入りを止めれば、今お住まいの住宅で も、エネルギーの消費を効率的に抑えることができます。

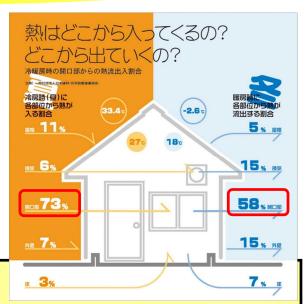
対象となる方

① 市内に居住*1する方

※1 対象期間:令和7年4月1日以降の改修工事が対象

② 市内に移住*2する(した)方

※2 対象期間:前年度の4月1日からの改修工事が対象



対象となる住宅及び工事内容

- ①②に加え、③④のどちらかを満たすこと(新築住宅は対象外です。)
 - ① 市内に所在し、自ら居住または所有する住宅の改修工事(リフォーム)であること
 - ② 窓やドア部分の断熱改修工事にかかる費用が、100,000円(税込)以上であること
 - ③ 窓・ドアの断熱改修工事(リフォーム)で、複層ガラス(いわゆるペアガラス(トリプルガラス))を用いたものであること
 - ④ 既存の窓に追加して窓を設置する改修工事(いわゆる内窓の設置)であること

手続きに必要なもの

- ① 窓・ドアの断熱改修(リフォーム)えがおポイント補助チケット交付申請書 ※ 裏面に記入
- ② 断熱改修工事を行う住宅の全体写真 ※ 写真は、外観から当該住宅であることが分かるもの
- ③ 「工事費見積書」の原本
 - ※ 窓やドア以外のリフォームと同時に行う場合、窓、ドアの断熱改修部分の工事費が分かるようにしてください。(諸経費等は他の工事費用との案分で算出します。)
 - ※ 窓やドアのメーカーや製品の型番が記入されていること
- ④ 製品の性能(複層ガラスであること(内窓の設置を除く)が分かる書類(カタログ等)の写し)
- ⑤ 「領収書」の原本 ※ 日付が令和7年4月1日以降のもの

(市内に移住する(した)方の場合は、前年の4月1日以降のもの)

- ⑥ 改修(リフォーム) 工事箇所ごとの工事着手前と工事完了後の写真
- ⑦ 本人確認書類 ※ 住所・氏名が確認できるもの(運転免許証、マイナンバーカードなど)
- ② つれてってカード ※ お持ちでない方は、手続き時にカードを作ることができます。
- 注意) 補助の回数は年度内に一軒の住宅につき一回限りです。
 - 店舗併用住宅の場合は、住宅部分の改修に限ります。
 - 補助対象となる設備は、新品を設置する工事に限ります。
 - DIY などで、部材を自ら購入して設置した場合にも、条件を満たしていれば対象となります。この場合、部材購入の際に、製品のメーカーや型番などが分かる明細等が必要となります。
 - 外窓交換、窓ガラス交換、勝手ロドア交換、玄関ドア交換については、複層ガラスを使用している必要があります。

手続きの方法

上記の①~⑧をご持参のうえ、市役所 生活環境課窓口へ直接お越しください。 その場でポイントチケットを発行し、 つれてってカードへ入力いたします。



【お問い合わせ先】

駒ヶ根市役所 生活環境課

環境保全係

TEL 0265-83-2111 (内線 541)

窓・ドアの断熱改修(リフォーム)えがおポイント補助チケット交付申請書

(申請先) 駒ヶ根市役所 民生部 生活環境課

申請者	住	所		
	フリナ	か・ナ		
	氏			A
	連絡	 先(電話	·)	

次のとおり窓・ドアの断熱改修(リフォーム)をしたので、えがおポイント補助チケットを 交付されるよう、関係書類を添えて申請します。なお、対象住宅の建築年月を確認するため、 市が所有する固定資産の情報を閲覧することに同意します。

対象住宅の住所	駒ヶ根市					
対象住宅の建築年月 または築年数(注1)	昭和・平成・令和 年 月 築 年					
改修場所	居間 ・ 台所 ・ 寝室 ・ バス ・ トイレ その他()					
断熱改修工事の内容	・ 複層ガラス化 (ガラスのみの取り換え・サッシの取り換え)・ 開口部の二重窓化 ・ ドアの取り換え (複層ガラス使用)・ その他 ()					
窓・ドア部分の断熱 改修に係る工事金額 (注2)	円(税込み) 工事完了日 令和 年 月 日					
	① 断熱改修工事を行う住宅の全体写真 ※ 写真は外観から当該住宅であることが分かるもの					
	②「工事費見積書」の原本 ※ 窓・ドア部分の明細が分かるもの ※ 確認後、返却いたします。					
持参書類	③ 製品の性能(複層ガラスであること(内窓の設置を除く)が分かる書類(カタログ等)の写し) ※ 確認後、返却いたします。					
付多青規	④「領収書」の原本 ※ 日付が令和7年4月1日以降のもの(市内に移住 する(した)方の場合は、前年の4月1日以降のもの) ※ 確認後、返却いたします。					
	③ 改修(リフォーム) 工事箇所ごとの工事着手前と工事完了後の写真					
	⑥ 本人確認書類 ※ 住所・氏名が確認できるもの					
	⑦ つれてってカード ※ お持ちでない方は、新規発行いたします。					

- (注1) 固定資産税の納税通知書に同封されている固定資産税 都市計画税 土地・家屋課税 明細書等で確認できます。
- (注2)窓・ドア部分の断熱改修以外のリフォームと同時に実施した場合には、当該リフォーム部分は除いてください。その際の諸経費等は、対象部分とそれ以外の部分の按分により計算するものとします。

*処理欄(記入しないでください。)

受付	確認事項	交付	ポイント入力	名簿記載
	□ 領収書確認(受付印押印) □ 本人確認書類確認		□ 当日入力済み □ 後日入力案内	